

公驗唐櫃と東大寺文書

皆 川 完 一

正倉院の南倉階下に「檜彩絵花鳥櫃」と名づけられた唐櫃があり、その側面に、

公驗辛櫃第一

勅書 封戸 庄園

寺務 修造 任符

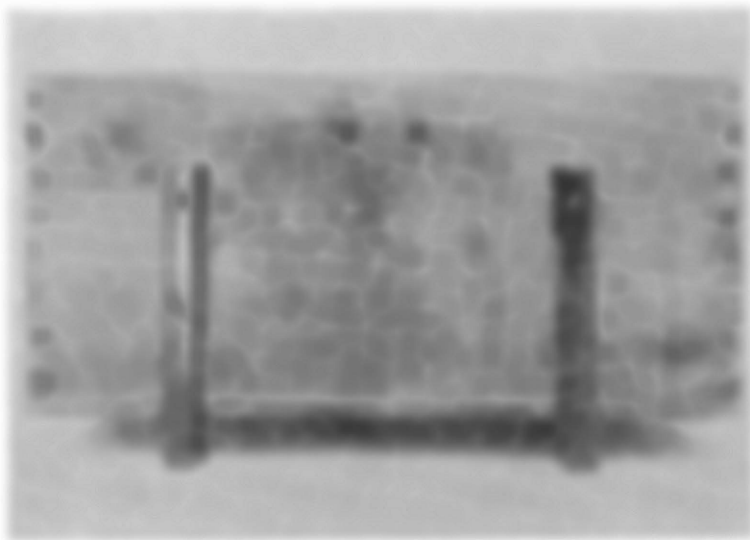
奴婢 温室

という銘文が刻まれている。この公驗唐櫃について研究したものに、会津八一の二つの論文がある。第一の論文「正倉院に保存せらるゝ公驗辛櫃について」(『東洋美術』特輯正倉院の研究、昭和四年十一月、後に『会津八一全集』第二巻に収む、昭和三十四年二月)によると、正倉院の公驗唐櫃は、大倉集古館旧蔵の「公驗辛櫃第二」(下掲の表のうち²)と、会津八一が購入した拓本の弘安三年造替の「公驗辛櫃第四」(同⁴)など同類の唐櫃の銘文と考え合わせて、これら三つの唐櫃は弘安三年に聖守がもとの五合の唐櫃を四合に造り替えたもののうちであるという。即ちそれまで奈良時代の作であるとか、延暦・弘仁の頃のものであるといわれていた正倉院の公驗唐櫃は、この論文によって一挙に鎌倉時代のなかばまで引き下げられてしまったわけである。

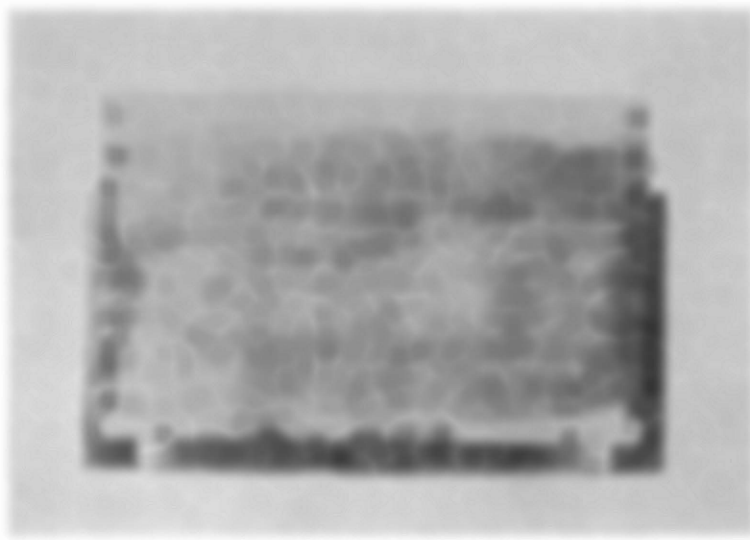
しかしその後、会津八一は奈良の中村雅真所蔵の「公驗辛櫃第二」

(²)を発見し、ここに二種類の「公驗辛櫃第二」が現われたため、第一の論文を大きく修正しなければならなくなった。その結果書かれたのが、第二の論文「公驗辛櫃論後記」(『東洋美術』八号、昭和六年一月、『会津八一全集』第二巻所収)である。会津八一はこの論文に於て、中村雅真所蔵の公驗唐櫃^{2'}は、六脚である点に於て四脚の正倉院のもの¹と異なり、寸法・筆蹟についても相違があり、また正倉院と大倉集古館旧蔵のもの²に花鳥の文様があるのに対して、こちらにはないという相違がある、これに対して^{2'}と^{4'}とは筆蹟も同一であり、木理からみても同木同工のようにみえるなどの諸点を指摘し、その結果、公驗唐櫃は二組あったのであり、¹と²が一組、^{2'}と^{4'}が一組であり、後者は弘安三年聖守が前者を造り替えたもので、前者との大きな差異は、後者に於て絵のないことであるが、前者をその文様の様式からみて藤原時代中期以後の作と考えた。また先の論文で^{4'}に聖守の銘文があることから、それを最後の唐櫃と考えてその数を四合としたのを訂正し、藤原時代の原物も弘安の新作も共に五合ずつあったのであり、新作には五合とも同一の聖守の銘文があったと想像したのである。

このように公驗唐櫃についての会津八一の見解は、第二の論文によって大きく訂正されたわけであるが、従来奈良朝の作といわれたものを鎌倉中期に引き下げた第一論文が一般には強く印象づけられたのか、正倉院の公驗唐櫃を鎌倉時代、弘安三年の聖守の製作とする解説がその後も



「公驗辛横第四」(4)



行なわれている。昭和十九年二月発行の『正倉院御物図録』十五は、南

倉の檜彩絵花鳥櫃を載せ、解説の中で「公驗辛横第四」(4)を引合に出して、それが弘安年中の作であったことは疑う余地がないといっているのである。これは会津八一の折角の訂正が生かされていないためであって、すみやかに修正する必要があるであろう。

しかし、会津八一の結論は正しいけれども十分とはいえない。特に文様の様式だけによって藤原時代中期以後とする点に不安を感じるのであり、まだ補足すべき点もあるように思われる。そこで、以下新資料を交

えてこれを再論してみたいと思うのである。

二

先ず公驗唐櫃のその後の発見であるが、会津八一の第二論文の発表後まもなく、弘安三年の「公驗辛横第三」(3)が東大寺竜松院の筒井英俊師によって紹介された(「東大寺現存遺品銘記及文様」〔寧楽〕十四、昭和六年十一月)。これは銘文だけの紹介で、唐櫃の形態についての説明がなく、また奈良某家に蔵されているというだけで、所蔵者名を秘しておられるので調査することもできないが、恐らく中村雅真旧蔵の公驗唐櫃と同型のものである。

以上で弘安三年の公驗唐櫃は、五合のうち二合が伝存しており、一合が拓本によってその銘文が知られ、都合三合まで判明したわけである。そして残りの二合については、近年筆者が日比谷図書館の加賀文庫にある『標有梅』の中に、その拓本が貼られているのを発見したので、五合の唐櫃の銘文全部がそろったことになる。

『標有梅』は大坂の南組惣年寄で好事家であった野里梅園の貼込帳で、拓本・模写・影写・木版一枚刷などが集められている。加賀文庫にあるのはその原本の十冊で、神宮文庫・岩瀬文庫・神習文庫などに写本があるが、写本で伝わる部分の原本は残っていない。原本の中にあるいくつかは『梅園奇賞』

1 (檜彩絵唐櫃)
公驗辛横第一

勅書 封戸 庄園
寺務 修造 任符
奴婢 温室
(正倉院南倉)

1' (弘安三年製作唐櫃)
公驗辛横第一

勅書 封戸 庄園
寺務 修造 任符
奴婢 温室

(仁平三年文書目録)

という二冊の考古図譜の中に収められ、文政十一年に出版された。いまのところ梅園の生没年を明らかにすることはできないが、これによって大凡の年代を知ることができる。『標有梅』中に貼られた公驗唐櫃の拓本も大体その頃のものと考えてよいであろう。

弘安三年^{庚辰}十月廿九日
造替五合辛横納入累代
公驗

造東大寺大勸進沙門聖守
〔標有梅〕三所収拓本)

2 公驗辛横第二

伊賀 大和 院宣
分附 学生帳
(大倉集古館旧蔵)

2' 公驗辛横第二

伊賀^(下野) 大和 院宣
分附 学生帳
弘安三年^{庚辰}十月廿九日
造替五合辛横納入累代
公驗

造東大寺大勸進沙門聖守
(中村雅真旧蔵)

3

3' 公驗辛横第三

美濃 伊勢 摂津
紀伊 播磨 伊予
阿波 周防 因幡
丹波 下野
弘安三年^{庚辰}十月廿九日
造替五合辛横納入累代
公驗

(第三唐櫃)

欠^前 山城国
美濃国 紀伊国 播磨国
伊予国 阿波国 周防国
因幡国 丹波国

三

「公驗辛横第一」(1)の拓本は、『標有梅』の第三冊に貼られ、「今在尊勝院遺倉」と書かれている。それで今日ではこの唐櫃の所在は不明であるが、この拓本をとった江戸時代の末期には東大寺尊勝院の校倉にあったことがわかる。この校倉は、明治二十七年経巻とともに皇室に献納され、正倉院境内に移建された聖語蔵のことである。「公驗辛横第五」(5)の拓本は、『標有梅』の第八冊に貼られ、「東大寺八幡宮唐櫃銘」と書かれているから、江戸時代の末期には手向山八幡宮にあったのであろう。これもその後の所在は不明である。

この五合の唐櫃の銘によって、弘安三年当時、東大寺の重要文書類がどのように分類され、整理されていたかを知ることができるわけである。またこれによって更に一步を進めると、聖守が造り替えたというものと五合の唐櫃がどんなものであったかを想像することもできるであろう。

上段の表によって明らかのように、二種類の唐櫃が知られているのは第一と第二だけであるが、文書の分類を表わす銘はそれぞれ全く同じであるから、

(『寧樂』十四所載)

4' 公驗辛櫝第四

越後 近江 尾張

造替五合辛櫨納入累代

造東大寺大勸進沙門聖守

(会津八一所蔵拓本)

5' 公驗辛櫝第五

筑前
筑後
肥前

肥後
壱岐
奴婢

弘安三年庚辰十月廿九日

造替五合辛櫚納入累代

公驗

造東大寺大勸進沙門聖守

(『標有梅』八所収拓本)

越前国

越後国

加賀国	越中国
近江国	尾張国

尾張国

集古館の公驗唐櫃の銘にみられる分類は、いつ行なわれたのであろうか。そのことを考えるためには、『守屋孝藏氏所藏文書』の仁平三年四月二十九日の東大寺文書目録を参照する必要がある。この目録は前半が欠けていて完全ではないが、第三唐櫃の部分から後が残っており、第四唐櫃と第五唐櫃の内容が完全に明記され、更に寺中庄園絵図、雑文書櫃一合、文書目録、宝蔵目録が五合の唐櫃の外に記載されている。

第五辛櫝
觀世音寺

觀世音寺

3

力造

明の

あゝ

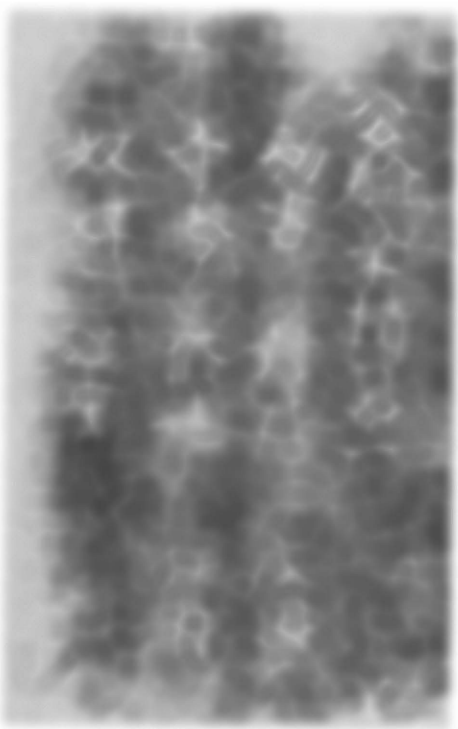
金を

るの

—

大倉

(19)



本 拓 邨 楹 杉 小 藏 所 一 八 津 会
(本 拓 邨 楹 杉 小 藏 所 一 八 津 会 正 倉 院 南 倉 檜 彩 繪 花 鳥 櫃)

四・五は、仁平三年の目録の分類の通りであり、そのもとの公驗唐櫃も弘安三年のものと同様で、仁平三年の目録と同一であったと思われるのである。このことを逆に考えると、仁平三年の目録に欠けている第一唐櫃・第二唐櫃の部分は、二組の公驗唐櫃の銘によってその内容を想像することができるとは、部分的にはこれを裏づける文書もいくらか残っている。第二唐櫃に伊賀国の文書が入っていたことは、久寿三年四月十七日の文書出納日記『東大寺文書』四ノ八十八に、その唐櫃から玉瀧庄公驗が取出されていることからわかるし、先に引合に出した『狩野亨吉氏蒐集文書』によって、第一唐櫃に封戸・庄園、第二唐櫃に伊賀国・大和国の文書が入っていたことがわかるのである。

四

さて弘安三年の公驗唐櫃のものになった唐櫃も、仁平三年の目録と同じ分類であったことが明らかだとすると、次に問題の正倉院と大倉集古館の二つの公驗唐櫃の製作年代を考えてみなければならなくなる。そこで、そのために仁平三年の目録作成の由来を次に明らかにしておこう。

この目録は最後に、

右、件印藏文書公驗絵図等、時代推遷、年紀久積、或竹簡朽損、或文字消失、仍為加修補、去久安三年法務法印大僧都被取寄彼文書等、随則散在文書等、相尋在在処、分部類加修補先畢、仍欲返送本寺之間、不慮之外遷化者、為貽来葉後房、所記由緒如件、

仁平参年肆月廿九日

大法師 嚴実 (裏花押)

大法師 嚴深 (裏花押)

請預

所司

權寺主 大法師 靜寛 (裏花押)

寺主 大法師 淨嚴

上座 大法師 円尊 (裏花押)

五師

大法師 定祐 (裏花押)

大法師 俊観 (裏花押)

大法師 頼舜 (裏花押)

とあって、これらの文書は、久安三年、時の東大寺別当寛信が修補するために住持の勧修寺に取寄せ、分類して整理を終えたものであるが、本寺に返送しようと思っているうちに、たまたま寛信が仁平三年三月七日に突然遷化してしまったので、弟子たちが目録を添えて返送するという由来が書かれている。そしてこの目録は、古文書整理の報告であると同時に、整理された古文書の送状でもあり、また三綱・五師の花押を加えた受取にもなっているのである。

古文書は東大寺の経済を支える重要な証拠書類であり、当時、寺領であることを立証するために、文書の提出を必要とすることがしばしばあった。特に記録所からの要求によって文書を差出す場合が多く、このような事情により、古文書を整理して出納を便にし、散逸を防ぐことが特

に必要であったのである。

久安三年に東大寺から別当寛信のもとに提出された文書は、『東南院文書』第五櫃第十七卷の「注進 印藏文書目録 久安三年」と表題のある文書によって知ることができる。「右、依 政所仰、進上文書大略注進如件」として三綱・五師の自署を加えたこの文書の日付は久安三年四月十七日であるから、寛信の古文書整理は、同年正月十四日別当就任早々に著手されたものであった。

この進上文書目録によると、大部分の文書は大唐櫃中のものであり、他は櫃一合の観世音寺文書と櫃二合の雑文書であった。また大治五年三月十三日の東大寺諸庄文書并絵図目録(『東大寺文書』成巻文書第七号)を

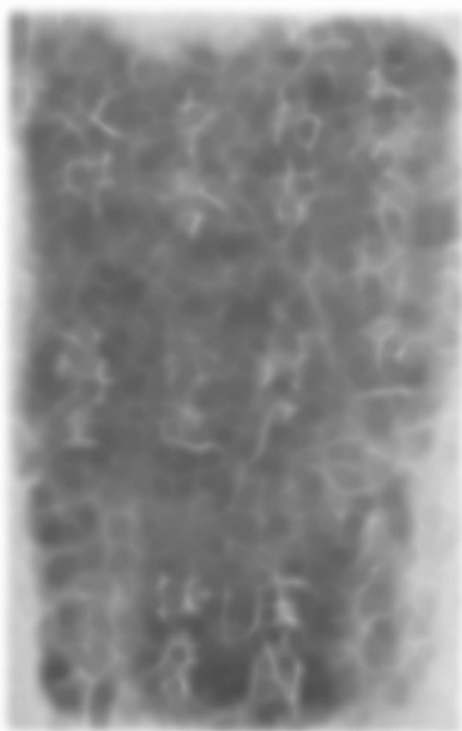
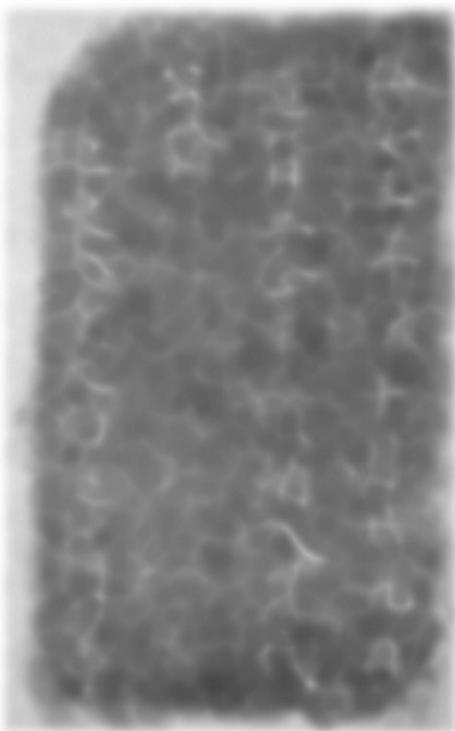
みても、大唐櫃に入れられた文書のあったことはわかるが、仁平三年の目録のように五合の唐櫃に古文書が分類されていたという形跡はどこにもみあたらない。とすると五合の唐櫃に文書を分類したのは、寛信の古文書整理が最初であり、それまでになかった整理方法であったわけである。公験唐櫃が五合作られることも寛信以前にはなかったことである。先に述べたように公験唐櫃の銘は仁平三年の目録にある分類と同一であるから、この銘も寛信の分類にもとづくことは確かであって、それ以前に分類によるものでないことは明らかである。しかしいまここで、正倉院と大倉集古館の公験唐櫃を寛信の時のものと速断することは危険であろう。というわけは、この二つの公験唐櫃が、仁平三年寛信の没後、

古文書を入れて東大寺に返送して来た唐櫃ではなくて、それを造り替えたものということもありうるからである。とすれば、この公験唐櫃の製作年代は、上限を久安三年、下限を弘安三年とする百三十年あまりの間にあることになる。しかし、とはいっても、この期間に公験唐櫃が二回造り替えられたと考えるより、これは寛信の古文書整理の際に造られたもので、それが弘安三年に至り聖守によって造り替えられたと考える方が、はるかに蓋然性が高いと思われる。文様から考えて藤原時代中期以後とする会津八一の鑑定も、この際参考になるであろう。もしこの推定が許されるとすれば、正倉院と大倉集古館の公験唐櫃は、久安・仁平のころに作製されたものであるということが出来る。

五

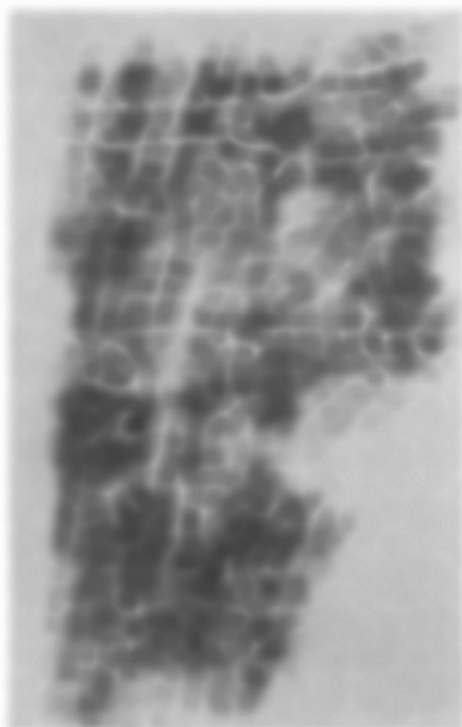
寛信の古文書整理は、古文書を分類して唐櫃

に納めただけではなかった。仁平三年の目録の末尾にもみえるように、
破損した文書に修補を加え、散逸した文書の蒐集も行なったのであるが、
この時表装された文書で今日まで残っているものはかなりある。『東大



〔東大寺〕「東大寺蔵書目録」(仁平三年)

寺献納図書』の東大寺封戸勅書の表紙見返に、
〔標紙下向シ〕
標紙依虫損無形、久安四年改替畢、
本標紙外題云、御筆勅書云々、



〔東大寺〕「東大寺蔵書目録」(久安四年)

とあるのは、この時修補されたことを示しているのである。また『東南院文書』第三櫃第十八卷「東大寺越前国庄立券本注文」の見返には、此第二三惣券、国司郡司寺使皆以同名又同日也、而第二卷者載江沼

郡為異、又坂井郡庄号有相違、今案、同日差分使等、令注通加判歟、
仁平元年七月廿三日
別当法務寛信記

とあって、寛信みずから一々内容を点検したことを示している。新たに表題を書き、見返に目次を加えるために、文書の内容の調査が必要であったのであろう。『大日本古文書』の編者が、これら仁平年間に表装題書されたことの明らかかなものをもとにして、表題・見返などの仁平年間に加えられたとしたものが、『東南院文書』中に三十七卷ある。このうち鹿革の紐のものが十二卷あるから、この時の表装は紐に鹿革を使用したらしい。

この古文書整理は、東大寺文書の保存と伝来の上で重要な意味を持つものであった。先にも述べたように、『狩野亨吉氏蒐集文書』十八の承安五年五月十七日の文書は、本目録に書入れる文書を挙げているが、五合の唐櫃に分けられている本目録が、寛信の整理をもとにした古文書の台帳目録であることは、容易に想像できることである。文書の新発見と増加のため目録に追加する必要があるわけであるが、五合の唐櫃の分類は依然守られていたようである。蜂須賀茂韶氏所蔵『東大寺文書』の安元元年八月七日の文書目録にも、本目録に合う文書と合わないものの区別が記されている。

東大寺文書は当時印藏に保管されており、その出納の際は三綱・五師が立会って詳細な出納日記がつけられ、厳重に管理されていた。印藏は大仏殿の東北にあたり、正倉院の東の知足院山の東南にあった二棟の校倉で、東大寺の伽藍から離れていたために、治承・永祿の二度にわたる兵火にも類焼をまぬがれることができた。しかし東大寺文書の伝来が、このような幸運によるとのみ考えるのは誤りであろう。むしろ基本的には、整然たる整理と厳重な管理によるものであり、代々整理と保管に深い関心を払った努力のたまものとみるべきである。

聖守も東大寺文書伝来上の大きな功労者の一人であった。治承罹災後

の東大寺主要伽藍の復興には、重源の活躍が名高いが、その後真言院の再建など諸堂の復興につくした聖守の功績も忘れることができない。⁽¹⁰⁾ 久安・仁平の寛信の古文書整理を踏襲し、弘安三年に五合の公験唐櫃を作った文書の保管をはかったことも、文献にはみえないで、ただその唐櫃の銘によって知られるのみであるから、一般にはあまり有名とはいえない。しかし東大寺文書の伝来の上では、寛信の整理とともに重要な役割をはたしたものであった。今日まで東大寺文書が大量に伝わり、特に現在遺っている奈良・平安時代の文書の大部分が東大寺関係の文書であるというのは、これらの努力のおかげだと考えないわけには行かないのである。

六

聖守によって踏襲された寛信の古文書整理の方法が、いつまでうけつがれたか明らかでない。しかし江戸時代にはすでにその分類はみだれ、五合の唐櫃から古文書がはなれていたことが、いくつかの古文書目録から想像できる。

延宝九年六月の水戸徳川家の東大寺文書採訪をはじめとして、『東大寺年中行事記録』、同年八月には加賀前田家による古文書の調査が行なわれた。この時、津田太郎兵衛(光吉)は「東大寺油蔵書籍之覧」を作り、「南都有之書籍之覧」として江戸の藩邸に飛脚で報告している。⁽¹¹⁾ これは当時油倉とよばれていた印蔵の文書の詳細な目録であるが、ここにはもはや五合の唐櫃による整理方法はみられない。元禄六年の『二倉道具目録』でも、油倉の南倉に古文書があったことがわかるが、五合の唐櫃の中には入っていないようである。

聖守の造った公験唐櫃は、この頃にはすでに文書を保存するという本来の任務を終え、寺内に分散して流浪の旅に移っていたらしい。江戸時代末期、その二つが尊勝院の校倉と手向山八幡宮にあったことは、『標有梅』によって知られる通りである。現在では実物を確認できるものは

一つだけであるが、少なくとも幕末までは五合の唐櫃が実在していたはずである。

寛信が造ったと思われる公験唐櫃は、聖守がそれを造り替えたことにより、鎌倉時代の中期にはもはや廃物となっていた。その一つが正倉院の南倉に入ったのがいつの頃かはっきりしないが、南倉が綱封であったため、比較的たやすく東大寺の不要唐櫃を運び入れることができたのであろう。南倉に於ては他の什宝の容器として利用されていたことがあったかも知れない。もう一つの唐櫃は寺外に流れ出、幸にして大倉集古館に入ったが、関東大震災で惜しくも焼失して、その生命を終えてしまった。あと残り三つの唐櫃がこの世に伝存しているという可能性は、ほとんどないと思われる。

明治のはじめ大和広瀬神社の大宮司で蒐集家であった江藤正澄は、晩年に『遺憶録』を著し、その中に「東大寺旧蔵文唐櫃受得ザリシ事」を書いていいる。この『遺憶録』は今日行方不明で、筑紫豊氏の『江藤正澄の面影』(昭和四十四年十二月)によってその目次が知られるだけであるが、他人の手に渡ったことを正澄が後々まで残念に思っていた唐櫃が何であったのか、気にかかることである。

(1) 『正倉院御物図録』十五(昭和十九年二月)第六十一図、樟彩絵花鳥横の解説に、

蓋を缺き脚を失ふが、脚は今新補品を附す。横は白木造にて稜角には黒漆を塗り、四面には蝶・鳥・牡丹・薄・竜胆等の文様を彩絵し、且つ其の一面に於いて更に文字を刻す(下略)とある。

(2) 『大倉集古館陳列品目録』(大正七年五月)に、

一六九八 公験辛櫃 (本地彩色 花鳥文様 一個 同 鎌倉時代)

(刻銘曰)

「公験辛櫃第二」

伊賀 大和 院宣

分附 学生帳

とある。この唐櫃は関東大震災で焼失してしまい、今日ではその写真も銘文の拓本もみることができない。以下これを正倉院の公験唐櫃と同類とするのは、一度実見したことがある会津八一の記憶にたよっている。

(3) 両者の寸法を比較すると(単位センチ)、

正倉院公験唐櫃 中村雅真旧蔵公験唐櫃

縦 四三・三 縦 四四・〇

横 五七・八 横 五九・三

高 二七・三 高 三一・七

板厚 一・二 板厚 一・四

(『正倉院御物図録』十五による)

(筆者測定、蓋と脚を除く)

(4) 『探有梅』の編者は、神宮文庫や神習文庫の図書目録に「三浦梅園」とし、『大阪名家著述目録』や『増訂』国書解題が博物家の毛利梅園(元寿)と混同しているように、ほぼ同時代の他の梅園と間違えられることが多かった。しかし、『探有梅』の編者は、『梅園奇賞』の刊記によって野里梅園としなければならない。

(5) 重要文化財。近年、山形市七日町の慈光明院の所有に帰した。『平安遣文』はこれを『東大寺諸莊園文書目録』とよび(第二七八三号)、文化財の指定名称も「東大寺庄園文書目録幾巻」となっているが、以下に述べるように、東大寺文書全体についての目録であったと思われる。

この目録について言及したものに、これまで相田二郎『日本の古文書』上、堀池春峰氏「印蔵と東大寺文書の伝来」(『秘宝』東大寺所収)などがある。

(6) 高橋義彦氏所蔵『東大寺文書』の保元二年八月日東大寺播磨庄園文書目録には、寛信の許に提出したまま返却されなかった文書もあったことが記されている。

(7) 久安三年の進上印蔵文書目録に、「御筆勅書一通封五千戸 天平勝宝元年」とあるものにあたる。

(8) この外、大東急記念文庫の「越前国桑原庄券」第一、東大寺図書館の同第二・第三の三巻の表題もこの時のものであろう。

(9) 仁平三年の目録中にも、

一卷十四枚 保延三年出入文書日記

一卷卅五枚 大治五年出入文書日記

一卷三枚 長承三年自印蔵取出日記

一卷一枚 康治元年自印蔵南蔵取度物等文

一卷一枚 永久五年出入日記

などの出納日記がみえる。

(10) 安藤更生「沙門聖守の東大寺復興事業と鎌倉時代に於ける同寺諸院の存廢状態」(『建築新潮』第八年第五一七号、昭和二年五月一七月)参照。

(11) 「南都有之書籍之覚」は『南都書籍搜索記』の書名で東洋文庫、金沢市立図書館加越能文庫に入っている。「加賀松雲公」中巻に引用する『奈良搜索記』も同一の書である。また『松雲公採集遺編類纂』書籍五に収める『南都東大寺等書籍目録』も同一の目録である。